## 東京電力(株) 福島第二原子力発電所

平成25年度 不適合管理委員会報告情報(平成25年 9月 5日(木)分)

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。 法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成25年 9月 5日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

 区分 I:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 区分 II:
 該当なし

 その他:
 3 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1		漏電しゃ断器点検において、応急処置室コンセント用の漏電しゃ断器に動作不良(漏電検出部回路の不良)が認められたため、点検・修理。	GⅢ	
2		原子炉建屋付属棟ストームドレン系サンプ(A)サンプポンプ出口側配管逆止弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GⅢ	
3	3号機	非常用ディーゼル発電設備(A)制御盤取替工事において、潤滑油プライミングポンプ制御回路の展開接 続図と配線接続に誤りがあることが認められたため、調査・検討。 制御盤の取替工事を予定している非常用ディーゼル発電設備(B)についても、変更予定の制御展開接 続図に同様の誤りがあることが認められた。	GΙ	